

丸井グループ税務方針

基本方針

丸井グループ（(株)丸井グループを中心とする企業グループ）は、すべての人が「しあわせ」を感じられるインクルーシブで豊かな社会をめざし、ステークホルダーとの共創サステナビリティ経営を進めています。

税務においては、法令を順守し、適正な納税を通じて地域・社会に貢献することが当社グループの経営と同じ方向性を示すものであります。私たちはこの考えのもと、税務方針を定め、事業の実態を適切に反映した納税責任を果たすとともに、税の透明性を確保し、税務リスクの最小化に努めます。

1. 法令順守

私たちは、税務関連法令を順守し、適切に納税義務を果たします。

事業実態を伴わない施策による優遇税制の利用や、タックスヘイブンとみなされる地域を利用した租税回避は行いません。また、国際取引においては、各国の法令および租税条約、国際的な課税ルールを順守します。

2. 透明性

私たちは、準拠すべき会計基準、開示基準に従い、すべてのステークホルダーに対して適切な情報開示に努めるとともに、税務当局の要請に対しては協力的に情報の提供を行い、良好な信頼関係を構築します。税務上の問題点を発見した際は、速やかに改善措置を講じ、再発の防止に取り組みます。

3. 税務リスクの最小化

私たちは、税制の正しい理解を通じて、企業価値向上に向けた税務リスクの最小化をめざします。

事業活動における税務上の解釈が不明確な取引については、専門家からのアドバイスを受けて事前に十分な検討を行い、必要に応じて税務当局への確認を実施することで、税務リスクの低減に努めます。

4. 税務機能とガバナンス

税に関する業務は、社内規程により定められた経理責任者が行います。

税務のガバナンス体制は、丸井グループのCFOを頂点として構成され、経理責任者は会計・税務の状況について適宜報告します。また、税務にかかる業務執行の監視については、財務・会計・法務に関する専門知識を有する者で構成される監査役会および監査部門が担っています。

2018年6月25日制定